

修復的司法 (Restorative Justice) 論の混迷

瀬川 晃

一 修復的司法の意義

刑事司法プロセスの中で、長い間、犯罪被害者はいわば無視された存在であった。しかし、刑事司法における被害者に対する配慮は、わが国では二〇〇〇年に制定された「犯罪被害者保護二法」^①を契機に、刑事司法制度改革の今日的な主題の一つとなった。また二〇〇四年二月には、「犯罪被害者基本法」が成立し、国や地方自治体が被害者施策に取りくむことが謳われた。今後も、刑事司法における被害者の法的地位について活発に議論することが期待されるが、他方で刑事司法は、訴追権を有する国家機関である検察が、被告人およびその弁護士と対峙し、有罪か無罪か、さらに量刑を争う場であり、被害者の関与には、構造上、本質的に限界がある。そこで、欧米では、一九八〇年代から従来の刑事司法の基本構造を被害者保護の視点から抜本的に改めた司法制度の可能性が探られるようになり、わが国でも、二〇〇〇年の少年法改正論議前後から次第に関心が高まった。修復的司法 (Restorative Justice)^②であ

る。

では、修復的司法とは何か。近時、この言葉を目にする機会が増えてきたが、その意味するところは、必ずしも確定していない。実は、こうした定義の曖昧さこそが、修復的司法が多く支持を集めている要因であり、同時に、問題点でもある。ただ、修復的司法は、被害者、加害者(犯罪者)、コミュニティという三者の関係修復に関するさまざまな試みの総称的な用語である点では一致している。同義語として、回復的司法、被害者関係の刑事司法、関係修復正義、恢復的司法(正義)、コミュニティ司法、積極的司法(positive justice)、再統合的司法(reintegrative justice)、関係的司法(relational justice)、「癒しの司法」などときわめて多様に呼ばれている。

いずれにしても、これまでの議論を総合してみると、修復的司法は二つの要素から成る。第一に、犯罪者(家族を含む)、被害者(家族を含む)、地域住民などの関係者が集まり一つのテーブルにつくこと。第二に、犯罪者によって破綻した犯罪者、被害者、コミュニティの関係を修復するために、犯罪への対処として何をなすべきかを話し合うことである。ここでいう関係修復とは、①犯罪者にとっては、「謝罪と社会復帰の環境整備」を、②被害者にとっては、「損害回復と被害者感情の慰撫」を、③コミュニティにとっては、「秩序の回復・維持」を意味している。被害者の参加が前提となっているという意味では、少なくとも、従来の刑事司法に比べ、被害者の果たす役割は大きくなり、被害者の意見が反映されやすい仕組みとなっていると評価できよう。

修復的司法は今や内外の刑事法関連の学会でもしばしば中心テーマとして取り上げられるとともに、著書・論文は実に夥しい数にのぼる。さらにわが国では修復的司法導入の可否が論議され、刑事司法改革のキーワードの一つとな

っている。しかし、これまでの議論の推移をみると、修復的司法の具体的な制度設計がなされないままに検討がすすみ、現在では論議が錯綜し、混迷状況にあるのではないだろうか。修復的司法の理念自体は支持されるべきものであるが、この議論の混迷状況は、修復的司法の実務上の進展にマイナスになるのではないだろうか。そこで以下には、修復的司法のルーツをたどり、修復的司法の意味するところを確認したうえで、なぜ修復的司法をめぐる議論が錯綜しているかを検討してみたい。

一 修復的司法の三つの源流

修復的司法は、一九九〇年代に突然誕生したわけではない。それ以前から存在したいくつかの流れが統合され、今日のような形へと集約されたものである。まず、修復的司法を的確に理解するために、以下では、こうした修復的司法の源流について整理しておこう。⁽⁴⁾

1 被害者・加害者和解プログラム

修復的司法の第一の源流は、被害者・加害者の和解 (victim-offender mediation) プログラムである。⁽⁵⁾ このプログラムは一九七四年にカナダのオンタリオ州キッチナーで開始されたことから、「キッチナー実験」と呼ばれる。⁽⁶⁾ そこでは、交通事故で有罪を認めた少年二人が、刑罰を課される代わりに、保護観察官とメノナイト派協会 (Mennonite Church) のボランティアの指導の下に、被害者に直接会って被害の実状を知ったうえで損害賠償をするように命じ

られた。賠償は、所定の期間内に履行され、プログラムが成功裡に終了したとされた。このキッチナー実験は当初それほどインパクトを与えたわけではないが、「被害者の直接的な司法参加」を実現したプログラムとして徐々に浸透し、アメリカ合衆国やイギリス、さらにドイツなどで実施され、九〇年代には「刑事和解」とも総称され、「第三の刑事制裁」とまで評されるに至った。^⑦無論、これ以前にも、アメリカ合衆国では、コミュニティー内で加害者と被害者による非公式の犯罪処理を模索する動きは存在した。一九六〇年代、アメリカ合衆国の一部地域では、地域内に設けられた紛争解決センターなどが、軽微な犯罪を処理するためにコミュニティー調停を実施していた。そこでの主たる目的は、犯罪増加を背景として刑事司法機関の負担を軽減するために、軽微な犯罪の処理をコミュニティーに委ね、ダイバージョンを図ることであった。これに対して、被害者・加害者和解プログラムは、被害者への配慮や加害者の社会復帰に重点がおかれている点で異なることから、一般に、今日的な修復的司法の嚆矢は、一九七四年のカナダのキッチナーに求められている。

被害者・加害者和解プログラムは、労働争議や民事事件などで実施されていた地域内の紛争調停プログラムを犯罪処理にも応用したところから始まったともいわれ、通常、仲裁人の立ち会いの下で、犯罪の処理について加害者と被害者が話し合い、合意が成立した場合に、刑事手続の流れから外すという手続形態が採用されている。こうしたプロセスを通じて、被害者は、自らが被った被害実態につき加害者に語り、「なぜ自分がターゲットになり、被害を受けたのか」という問いを直接、加害者に投げかける機会を得る。同時に、加害者は、被害者から被害実態を直接知らされ、自らの行為の重大性を認識する。その結果、被害者は、謝罪や損害賠償を受けることができる一方で、加害者

は、犯罪に対する自らの責任を認識し、直接、被害者への謝罪や賠償を行うことができる。

カナダのキッチナーで始まったプログラムは、開始時には聖書の影響が強く、加害者と被害者の人間関係の宗教的な修復に力点が置かれていた。今日実施されている同種のプログラムの中には、宗教的な色彩を脱し、被害者の癒しや損害回復に力点をおくもの、加害者の社会復帰に力点をおくものなどさまざまな形態がある。また、今日、複数の国や地域で実施されている被害者・加害者和解プログラムは、司法手続の開始前に実施されることもあれば、司法手続が開始された後に付託されることもある。和解に参加するのは、原則として仲裁人、加害者、被害者の三者であるが、被害者と加害者の直接の対面を避ける例や第三者の参加を認める例もある。被害者や加害者が少年の場合には、保護者が同席する場合がある。仲裁人には、研修をうけたボランティアやソーシャルワーカーがあたることが多いとされる。

この被害者・加害者和解プログラムは、VORP (victim-offender reconciliation programs) やVOM (victim-offender mediation) とも略称され、アメリカ合衆国の他の州、ヨーロッパ各国に広がった。このプログラムは、修復的司法の最もポピュラーな実践モデルといえることができる。

なお、VORPとVOMをわが国で紹介する時、和解や調停の訳語があてられるが、これらは必ずしも厳密な法律用語として使われているものではない。

2 コミュニティ司法

近時の修復的司法への注目の高まりに、大きな影響を与えたのが、「コミュニティ司法 (community justice)」と呼ばれる考え方である。コミュニティ司法の概念は多様な理解が可能であるが、ここでは、ニュージーランドのマオリ族や北米のネイティブ・アメリカンの間で実践される非公式な紛争解決の試みを指す。すなわち、コミュニティ司法では、公的な司法機関は原則として介在せずに、被害者側と加害者側が向かい合い、紛争の解決に向けて話し合われる。コミュニティ司法は、被害者・加害者と和解プログラムと類似しているが、両者は、コミュニティの関与形態で異なるとされる。後者では、被害者と加害者の仲裁人としてボランティアが介在するにとどまるのに対して、前者は、コミュニティがより直接的に紛争解決の対話に関与するのである。コミュニティ司法は、大別して以下の二つのモデルがある。⁸⁾

(1) カンファレンス・モデル

このモデルの代表的な例は、ニュージーランドにおいて、先住民族であるマオリ族が実践してきた紛争解決方法を模範として導入された家族集団カンファレンス (Family Group Conference)⁹⁾ である。このカンファレンスは、一九八九年に少年法 (Children, Young Person and their Family Act) によって制度化されたものである。具体的には、基本的に重大犯罪について少年が犯罪事実を認めている場合に、警察段階または起訴後の段階で、カンファレンスでの対処が適切と判断されると、少年を家族集団カンファレンスに送致し、処遇計画について話し合う機会が設定される

というものである。

家族集団カンファレンスは、主に社会福祉局の少年司法コーディネーターによって進行される。カンファレンスの構成員は、加害少年とその家族、被害者とその家族、両当事者の支援者、警察官、弁護士などである。カンファレンスでは、警察官によって事件のあらましが説明された後、被害者が、被害の実態について陳述する。その後、少年の処遇計画が参加者全員で話し合われ、計画の実施にはカンファレンス出席者全員の合意が必要とされる。処遇計画の中には、被害者との関係修復のために必要な謝罪や損害賠償、コミュニケーションとの関係修復のための社会奉仕活動などの実施が含まれる一方で、加害少年の必要な援助も盛り込まれることがある。

導入当初、このモデルには加害者の改善更生に重点があり、被害者への配慮が欠如しているとの批判が出され、評価は必ずしも高くなかったといわれる。しかし、試行錯誤を繰り返して、被害者やコミュニケーションの参加を形式的なものにとどめない努力を続けた結果、今日では、高い評価を受けるに至った。このため、ニュージーランドでは、対象を成人犯罪者に拡大した。また、同様の制度は、オーストラリアのニューサウスウェールズ州で導入されたワガ・ワガ・プログラムを始めとして世界各国でも導入されており、運用が広がっている。

(2) サークル・モデル

このモデルは、裁判所内でサークルと呼ばれるコミュニティの会議体が犯罪を処理するシステムを指す。代表的な例は、カナダのネイティブ・アメリカンを中心として、会議で処分の決定を行う量刑サークル (Sentencing

(Circle)¹⁰⁾である。アメリカの先住民族の伝統的な紛争解決に倣ったものとされ、現在でも北米で行われている。具体的には、当事者はもちろん、刑事司法関係者、警察関係者が参加し、刑の量定をはかる円卓会議が想定される。

量刑サークルでは、議事進行者によってすすめられる。量刑サークルの構成員は、加害者・その家族、被害者とその家族、両当事者の支援者のほか警察官、検察官、裁判官など刑事司法機関に属する者、さらに、コミュニティのメンバーも含まれる。量刑サークルでは、加害者が自らの犯罪行為を説明した後、サークル参加者全員で率直に意見交換を行う機会が設けられ、被害者の被害回復と加害者の再社会化の観点から適切な処分が勧告される。ただし、裁判所は、この勧告案に従う義務はないとされる。量刑サークルは先住民の伝統的な儀式に基づいて行われ、会議の進め方も先住民の強い絆を回復・強化することを目指してすすめられる。また、会議中、発言する機会は公平に与えられ、各々の発言内容が最大限尊重されることになっている。

この量刑サークルは、先住民族の伝統にのっとりた方式であるが、関係者の関係修復のみならず、再犯防止にも役立つとされ、先住民居住地域以外にも拡大適用の傾向にある。

3 アメリカ合衆国における少年司法の改革

修復的司法の源流となった三つ目の動きは、少年司法領域でみられる。¹¹⁾一九世紀末の少年裁判所 (juvenile court) の設立に始まるアメリカ少年司法の歴史は、一〇〇年の歴史を経て、今日、転換期を迎えている。すなわち、これは「均衡的・修復的司法アプローチ (balanced and restorative justice approach)¹²⁾」の導入を意味するが、このアプローチ

こそ、今日の修復的司法へとつながる源流として、注目すべき取り組みである。

これまでのアメリカ合衆国の少年司法では、国親思想 (Parens Patriae) に代表される少年保護が主たる目的として存在し、その目的の実現にとって必要な施策が模索されてきた。一九六七年のゴールト事件連邦最高裁判所判決によって、少年司法においてもデュ・プロセスの保障が必要であるとの結論が下された後は、少年保護の担い手は、少年福祉の専門家から法律の専門家へと移行したものの、少年保護の理念が忘れ去られることはなかった。ところが、一九八〇年代以降、少年による暴力犯罪が急増したことから、少年司法の在り方が抜本的に問われ始めた。折しも、犯罪者処遇における医療モデル (medical model) の後退が急速に進んだ時期と重なり、「忘れ去られた被害者」と「手厚く保護された少年」の境遇の差異につき疑問が提起され始めたのである。こうした疑問の提起を背景に、犯罪少年のみならず、犯罪被害者、さらにはコミュニティにも目配りした新しい少年司法制度として均衡的・修復的司法アプローチの実現に向けた動きが、一九九〇年代に台頭してきた。

均衡的・修復的司法アプローチとは、犯罪少年、犯罪被害者およびコミュニティの三者それぞれに目標を設定し、バランスのとれた目標実現に向けて三者を積極的に司法に関与させ関係修復をはかるものである。このアプローチは一九九二年に連邦司法省の機関である少年司法および非行防止オフィスが推奨してから、急速に全米に拡大し、二〇〇〇年までに四五州において何らかの形で採用されるに至ったとされる。このアプローチの目的は、①「犯罪被害の回復」、②「犯罪少年の能力開発」、③「コミュニティの保護」である。具体的には、①の「犯罪被害の回復」のために、損害賠償や社会奉仕命令のほか以下の方式が採用されることがある。第一に、被害者―加害者カンファレ

ンス方式であり、被害者、犯罪少年および少年の保護者が一同に会して犯罪処理について話し合う。第二に、被害者衝撃パネル方式であり、犯罪被害経験者(当該事件の被害者ではない)がバネリストになり、犯罪被害の実態につき少年達と話し合う。いずれも犯罪によってもたらされる被害を最小限化し、回復することが目指される。②の「犯罪少年の能力開発」は勤労体験や社会奉仕活動への参加などを通して、自らの能力を高め、社会資源としての価値が認められることが目指される。③の「コミュニティの保護」は、電子監視や定期報告などによって、地域内でスーパードライズする一方で、地域の生産的な活動に少年を参加させ、遵法的な行動を学習させることを目指している。

こうしたアプローチに基づく施策は、被害者やコミュニティが積極的に司法プロセスに関与するアプローチという点で、修復的司法へとつながっているのである。

二 議論の錯綜と残された課題

1 なぜ修復的司法をめぐる議論は錯綜しているのか

このように修復的司法は、先行する三つの流れが合わさることによって、より大きな潮流となり、国際的にも、高い関心を呼ぶまでに発展を遂げた。わが国でも、修復的司法への関心は二一世紀に入りとくに強くなった。しかし、そうした議論の展開を注視してみると、議論が錯綜しているようにみうけられる。なぜ、修復的司法をめぐる議論が錯綜しているのか。その要因を突き止め議論を整理し直すことは、修復的司法に関する議論をさらに一歩前進させるために必要と思われる。そこで、以下では、修復的司法をめぐるわが国の議論の錯綜要因に焦点を当てることにした。

い。

(1) 修復的司法のイメージと現実の齟齬

議論が錯綜した第一の理由は、修復的司法に対して、当初もたれたイメージと現実との間に齟齬が存在したことに求められる。わが国において、修復的司法に関心が集まった契機の一つが、少年司法の厳罰化のアンチテーゼとして大きな期待が寄せられた点にあったことは否定できない。しかし、その代表的なモデルであったニュージーランドの家族集団カンファレンスは、原則として重大な犯罪には適用されないものであり、わが国での少年法改正で「厳罰化」と批判を受けた原則逆送（少年法二〇条二項）の対象となる犯罪とは重ならないのである。逆に、こうした重大な犯罪をも含めた修復的司法であるアメリカ合衆国の少年司法における均衡的・修復的アプローチは、現実には少年への負担の増加を伴うものであった。つまり、厳罰化のアンチテーゼであるはずの修復的司法が、厳罰化の可能性を内包していたのである。こうした点を十分にふまえず、一面的な議論が展開されたために、修復的司法の一面を強調した極端なイメージが先行することになり、現実と大きな隔たりが議論の混乱を招いたのである。

(2) 同床異夢の方向性

イメージが先行しているという点とも関連するが、修復的司法を論じる際、それぞれの論者が抱いている修復的司法の目的、内容、手続に統一性がない点も、議論の錯綜を助長している。それぞれの論者が、二章でみた源流のい

れかに重点をおいて論述していることから、修復的司法の方向性も多種多様なものとならざるをえない。たとえば、修復的司法の目的についていえば、被害者の関与や被害者の損害回復に力点を置くものもあれば、加害者の再犯防止、社会防衛、社会復帰(再社会化)、ダイバージョンを重視するものもある。あるいは、その意味するところは明確でないが、「コミュニケーション」、「相互理解」、「癒し」などが目的として説かれる場合すらある。このようにさまざまな目的が混在したままでは、その効果についても検証することもままならない。同様の問題は、内容や手続についても生じうる。近時、修復的司法に対する肯定的な理解が広がっているが、はたして、そうした肯定的な見解は、同じ方向性を持っておらず、実は、同床異夢に過ぎないのではないだろうか。被害者の関与を拡大を目的とした修復的司法の支持と加害者(加害少年)の社会復帰を目的とした修復的司法の支持は、同じ地平での議論とは言い難い。このように目的、内容、手続について多様な理解が可能のまままで現行の刑事司法の対立軸(または補完的役割)としての有用性が論じられているため、修復的司法に関する論議も重点がぼやけてしまい、拡散しやすいのである。

(3) 提案内容の不一致

修復的司法が対象とする範囲についても明確ではない。はたして修復的司法は、少年犯罪者に対してのみ用いられるのか、成人犯罪者にも用いられるべきものなのか。比較的軽微な犯罪についてのみを対象とするのか、殺人や強姦などの重大犯罪をも対象に含めるのか。これらの組み合わせによっては、修復的司法は、まったく異なる制度になりうる。修復的司法の導入の是非を論じるにあたっては、制度設計の基本として、最低限の対象の明確化を計る必要が

あろう。さらに、修復的司法の位置づけについても、不明確な点が多い。現行の刑事司法や少年司法との関係はどうなるのか。修復的司法の源流といわれる諸外国の制度でもこうした点に一致点は見出せない。少なくとも、修復的司法の適用範囲を明確化し、実際に現行制度とどのような関係に立つことになるのかを見極めることは、本格的な議論の大前提であろう。

(4) 「コミュニティー」の実体の不明確さ

修復的司法では、加害者・被害者と並んで、コミュニティーの関与が、重要なポイントとして指摘されることが多い。しかし、ここで想定されているコミュニティーとはどのようなものなのか、その実体は、必ずしも明確ではない。むしろ「コミュニティーの崩壊」が指摘されるなかで、ここであるコミュニティーとはいかなる構想を有するものなのかは不明である。極端に言えば、一部の先住民居住地域以外の地域で、修復的司法の想定するコミュニティーを見出すのは容易ではない。漠然としたイメージのままでは、「コミュニティーの関与」の意義や是非について、議論することは危険を伴う。したがって、修復的司法をめぐる議論を有意義なものとするためには、「コミュニティー」の意義について明らかにする必要があるであろう。

以上のように、修復的司法をめぐるわが国の議論には見逃すことのできない錯綜がみられる。したがって、そうした錯綜状態を解消し、精密な議論を展開することが、必要であろう。

2 残された課題

修復的司法の台頭が意味するところは大きい。われわれは、長い間、刑事司法の主眼を応報による被害者や社会の感情の慰撫におくのか、犯罪者の社会復帰におくのかという点について激しい論争を展開してきた。しかし、その議論に終止符を打つめどは立っていない。そうした時期に登場した修復的司法という新しい司法モデルは、われわれを新しい地平へと誘ってくれる可能性すら秘めている。ただし、修復的司法が、そうした期待に応え得るのかを見定めるためには、なお残された課題が多い。以下、ここではとりあえず、加害者と被害者の法的地位の視点から、残された課題を抽出しておきたい。従来の刑事司法に比べて、修復的司法では、加害者・被害者双方にとって利点が強調されるが、問題点も少なくない。

まず、加害者の法的地位については、まず事実認定との関連で生じる問題がある。修復的司法では、加害者が、犯罪事実につき認めており、事実認定での争いが存在しないことが、手続開始の条件となろう。しかし、形式的真実主義をとる民事訴訟と異なり、刑事裁判における犯罪事実の認定は、法廷にあげられた証拠を精査し、裁判官が自由心証に基づき確定するものであり、両当事者の主張とも異なりうる。修復的司法には、こうした真実発見の重要性を低下させることにはしないかという疑念がある。また、そうした修復的司法のあり方は無罪推定の原則と抵触する危険性も蔵している。さらに修復的司法が少年司法に適用される場合、少年の健全育成との関係で問題となる。少年司法では、少年の健全育成を重視し、審判の非公開を原則としていた。しかし、修復的司法が、コミュニティーの関与を強調するのであれば、加害者と被害者以外にも、審判の過程に参加する者がでてくることになる。はたして、そ

うした第三者の関与を認めても、少年の健全育成にとって不利益は生じないのであろうか。

次に、被害者の法的地位についてみてみよう。修復的司法は、被害者の司法関与を前提とする意味で、そうした被害者の法的地位を一層高める可能性を持つといえる。しかし、その一方では、修復的司法が、運用次第によっては、被害者をこれまで以上に苦しめるだけに終わるのではないかとの危惧も拭いきれない。すなわち、修復的司法が制度化された場合、修復的司法への参加を被害者に事実上強制することにならないかという点である。とりわけ、修復的司法を加害者の社会復帰に力点を置きながら提唱する見解の中には、加害者の社会復帰のために被害者が加害者を許し、社会復帰にとって妨げになる発言などは慎むべきことを当然の前提とするものも存在する。これでは、被害者は、これまで以上の苦痛を強いられ、重大な第二次被害者化を引き起こす危険が小さくないだろう。はたして、制度的にこのような危険性を回避することが可能であるのか、検討する必要があるだろう。いずれにしても、修復的司法が被害者の法的地位を高め、被害者保護を前進させるのかは疑問が残ったままである。

四　むすび

従来の刑事司法が被害者の配慮を欠いたことの反省に立ち、近年わが国でもさまざまな被害者保護の施策が実施されてきた。二〇〇〇年の犯罪被害者保護二法および二〇〇四年の犯罪被害者基本法は、その施策を推進する重要な立法であった。しかし、「被告人（加害者）の犯罪事実を認定し、責任を問うための量刑を行う」という現行刑事司法の基本構造を維持する限りにおいて、被害者の果たす役割に限界があることは否定できない。こうした限界を一举に

突き破り、被害者の刑事司法への参加を実施しようとしたのが修復的司法であった。二一世紀初頭において、この修復的司法論は大きなブームを巻き起こしたといっても過言ではない。

このように急速に支持を拡大した修復的司法であったが、本稿でみたように、その議論はなお抽象的な域を脱しておらず、混迷状態にある。第一章で、修復的司法の意義自体が多様に理解され、確定していないことをみた。第二章では、修復的司法のルーツを辿り、同床異夢の要因ともいべき三つの源流を整理した。第三章では、修復的司法をめぐる議論がなぜ錯綜しているのかを検討し、四つの点を指摘し、残された課題を抽出した。

わが国で修復的司法の議論がスタートしておよそ一〇年あまりがたつたが、「修復的司法は何か」ということ自体が依然として不明な部分が多い。さらに、修復的司法を導入すれば、わが国の刑事司法がどのように変革されるのだろうか。実はこの点も曖昧なままに議論が推移しているように思われる。当初、修復的司法は、「応報的司法からの離脱」という刑事司法全般のパラダイム転換を志向するものと高唱された。外国の修復的司法に関する基本的なテキストでも、この点を一覽表にまとめ、両者の相違を強調するものが多かったのである。しかし、わが国では、最近、こうしたパラダイム転換を志向する気運はいささか弱まる一方で、修復的司法の導入を犯罪者処遇、とくに矯正保護の段階に重点を置く考え方が有力となり、実務的な検討もなされている。しかし、こうした考え方は修復的司法の当初の構想とはかなりかけ離れており、矮小化につながらないだろうか。疑問を留保しておきたい。いずれにしても修復的司法の議論もお多様に拡大しており、議論の推移をしばらく注視する必要があるであろう。

- (1) わが国で刑事司法における被害者の配慮に関する本格的な研究に最初に着手し、一九八〇年の犯罪被害者等給付金支給法の立法化に携わられたのが大谷實先生である（大谷實『犯罪被害者と補償』（日本経済新聞社、一九七五）、『被害者の補償』（学陽書房、一九七七）。先生の先駆的な研究業績にあらためて敬意を表し、小稿により古稀の祝意を表したい。
- (2) 瀬川晃「刑事司法における被害者への配慮」宮澤浩一先生古稀祝賀・犯罪被害者論の新動向（第一巻）（成文堂、二〇〇〇）九一頁以下、同「刑事政策における被害者の視点―史的素描と今後の課題」同志社法学五二巻二号（二〇〇〇）五二二頁以下。
- (3) 邦語文献としては以下のものがある。著書として、高橋則夫『刑法における損害回復の思想』（成文堂、一九九七）、同『修復的司法の探究』（成文堂、二〇〇三）。訳書として、ジムコンセディン／ヘレン・ポーン編（前野育三・高橋貞彦監訳）『修復的司法』（関西学院大学出版会、二〇〇一）、ハワード・ゼア（西村春夫・細井洋子・高橋則夫監訳）『修復的司法とは何か』（新泉社、二〇〇三）。雑誌の特集として、『特集』犯罪被害者の権利』法律時報八三三号（一九九九）、『特集』刑法の目的と修復的司法の可能性』刑法雑誌四一巻二号（二〇〇二）、『特集』修復的司法の現状と課題』現代刑事法四〇号（二〇〇二）。雑誌の連載として、R.J.研究会の「修復的司法の動向」法律時報七四巻七号（二〇〇二）以降がある。個々の単行論文は紙幅の関係で省略する。
- (4) Lucia Zedner, 'Victims', in Mike Maguire, Rod Morgan and Robert Reiner(eds.), *The Oxford Handbook of Criminology* (3rd edn., Oxford University Press, 2002), pp. 443-447.
- (5) Martin Wright and Burt Galaway(eds.), *Meditation and Criminal Justice* (SAGE Publications, 1989); Mark S. Umbreit, *Victims Meets Offenders* (Willow Tree Press, 1994).
- (6) 邦語文献として、岡本美紀「カリフォルニア州レンジ・カウンティにおける被害者・加害者和解プログラム」比較法雑誌三二巻二号（一九九七）二二五頁以下、法務総合研究所編『法務総合研究所報告九―諸外国における犯罪被害者施設に関する研究―』（法務総合研究所、二〇〇〇）一三頁以下、宮崎聡「アメリカ合衆国におけるリストラティブ・ジャスティスの実情について―被害者・加害者の和解プログラムを中心として―」家庭裁判月報五二巻三号（二〇〇〇）一六一頁以下、高橋則夫「修復的司法の探究」（成文堂、二〇〇三）一三九頁以下参照。
- (7) 宮野彬「刑事和解と刑事仲裁」（信山社、一九九〇）、加藤久雄「ボーターレス時代の新刑事制裁モデル」法学教室一五八号（一

九九三) 六九頁以下。

- (8) Zedner, op. cit., pp.443-447; Paul McCoid, *Restorative Justice Practice—The State of the Field 1999*, <http://www.realjustice.org/Pages/rt99papers/vt_mccoid.html>; Lucia Zedner, *Criminal Justice* (Oxford University Press, 2004), pp. 101-106.
- (9) 邦語文献として、山口直也「ニュージランド少年司法における「家族集団会議 (Family Group Conferences)」犯罪社会学研究」〇号 (一九九五) 一三九頁以下、吉田敏雄「法的平和の恢復 (十一) ——行為者・被害者・仲介・和解の視座——」北海学園法学三四卷二号 (一九九八) 二五頁以下、前野育三「修復的司法の可能性」法と政治五〇巻一号 (一九九九) 一三頁以下、宮崎聡・前掲注 (6) 論文一六九頁以下、渥美東洋・宮島里史「AustraliaとNew Zealandにおける少年法制度の研究——Family Group Conferenceを中心に——」警察学論集五三巻一〇号 (二〇〇〇) 二〇頁以下、ジョージ・ムラキス (齊藤豊治・白井論共訳)「修復的司法：現在の理論と実務に関する批判的考察」法学六八巻一号 (二〇〇四) 一六八頁参照。
- (10) 宮崎聡・前掲注 (6) 論文一七一頁、ジョージ・ムラキス (齊藤豊治・白井論共訳)・前掲注 (9) 訳一七一頁参照。
- (11) Gordon Bazemore and Lode Walgrave(eds.), *Restorative Juvenile Justice* (Criminal Justice Press, 1999).
- (12) 邦語文献として、服部朗「アメリカの少年司法——修復的司法「Restorative Justice」のゆくえ——」刑法雑誌三九巻一号 (一九九九) 一四五頁以下、徳岡秀雄「少年司法は均衡・修復司法の時代か」刑政一一一巻二号 (二〇〇〇) 三〇頁以下、キャサリン・ライアン (佐伯仁志・柑本美和訳)「アメリカ少年司法制度の新たな展開—均衡のとれた修復的正義のアプローチをめぐる」ジュリスト一一九五号 (二〇〇一) 四六頁以下、小澤真嗣「アメリカ合衆国オレゴン州における少年司法の実際——少年・被害者・地域社会のニーズのバランスを目指して——」家庭裁判所月報五三巻一〇号 (二〇〇一) 一三七頁以下、山口直也「修復的少年司法は新たな厳罰化をもたらさないか？」法学セミナー五七四号 (二〇〇二) 七三頁以下参照。